

Enrolled Agent

Part 2 : Businesses

2012 edition 補助レジュメ

全問ポイント日本語解説

《当レジュメについてのご注意》

当レジュメは、U.S.CPA (TAX) 学習経験者を対象とし、効率よく EA 試験合格を目指していただくために作成したものです。EA 試験はすべて英語による試験ですが、日本人が内容を理解するにあたっては日本語の方が効率的であることは言うまでもありません。そのため当レジュメでは GLEIM テキスト掲載の各問のポイントを日本語で解説しています。GLEIM の英文問題解説を直訳（全訳）したものではなく、関連するポイントを含め要点をコンパクトにまとめたものです。

《税法数値等について》

EA 試験では、一部の数値を正確に覚えていることが要求されます。
2012年5月1日～2013年2月28日までの試験期間は、2011年度申告の数値での出題となります。

《問題のランク分け》

GLEIM テキスト掲載の問題について、下表の3つにランク分けしています。

A ランク	U.S.CPA 試験内容と重複する基本的な問題 ※一部、FAR（財務会計）・BEC（管理会計）の内容を含む。
B ランク	EA 試験特有の上級論点（細かい論点）を含む問題
C ランク	可否には影響が少ない余力がある方向けの問題 （チャレンジ問題）

A および B ランクのみで十分合格が可能です。

GLEIM は75%以上の正答率を理想的な合格レベルとしています。

※講義中に演習する問題についての問題ランク表は、各回講義の EA 厳選問題要点ノートに個別に掲載しています。

皆様が当レジュメを活用することによって、短期合格を勝ち取られることを祈念しております。

TAC 米国税理士（EA）講座

問題ランク表&演習記録

Part 2 : Businesses

問題数	合計 756 問	A ランク	計 369 問 (48.8%)	B ランク	計 200 問 (26.5%)	C ランク	計 187 問 (24.7%)
-----	----------	-------	-----------------	-------	-----------------	-------	-----------------

Study Unit 1: Accounting Methods and Periods（会計処理方法と課税年度）：A16 問（59.2%）B7 問（26%）C4 問（14.8%）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
B	C	B	A	A	A	A	A	A	A	C	A	A	A	A	A	A	A	B	B	B	A	A	C	B	B	C

Study Unit 2: Income and Property Transactions（所得計算と資産取引）：A21 問（53.8%）B10 問（25.7%）C8 問（20.5%）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
A	C	A	A	A	B	A	A	A	B	C	B	C	B	B	B	B	C	C	C	B	C	A	A	C	A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	B	A	A

Study Unit 3: Business Expenses（事業経費）：A14 問（35%）B11 問（27.5%）C15 問（37.5%）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
C	C	A	B	B	B	C	B	C	B	A	B	C	B	C	A	A	A	A	B	C	B	C	A	A	A	A	C	A	C	A	C	C	C	A	C	A	B	B	C

Study Unit 4: Other Deductions（その他の事業経費）：A16 問（40%）B12 問（30%）C12 問（30%）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
B	A	B	C	B	A	B	C	B	B	A	C	C	B	A	A	B	C	C	C	A	B	A	A	A	A	C	B	B	A	B	A	C	C	C	C	A	A	A	A

Study Unit 5: Basis（資産のベースス）：A10 問（25.6%）B23 問（59%）C6 問（15.4%）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
B	A	A	B	B	B	B	B	B	C	B	C	B	B	B	B	B	B	A	B	C	B	B	B	B	B	B	C	B	B	C	A	C	A	A	A	A	A	A	A

Study Unit 6: Depreciation（減価償却）：A23 問（53.49%）B9 問（20.93%）C11 問（25.58%）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
B	A	B	C	A	B	A	B	B	C	C	A	A	A	C	B	C	B	B	C	A	A	A	A	A	A	A	C	B	A	A	A	A	A	A	A	A	C	A	A	C	C	C	

Part 2 : Businesses

Part 2では、連邦税において事業に関連する税法が出題される。

Part 2の出題範囲に含まれる事業の形態は、以下の通り。

事業の形態	主要な申告書番号
個人事業主（自営業者）	Form 1040 Schedule C・Schedule F
パートナーシップ	Form 1065
普通法人	Form 1120
S コーポレーション	Form 1120S
遺産財団・信託	Form 1041
非課税組織	Form 990

※主要なフォーム（申告書およびその他の調書）は巻末資料に掲載している。

※従業員を雇用する場合・パートナーシップや法人を設立した場合等には、雇用関連税の納付や所得税申告時に必要な雇用主識別番号（Employer Identification Number : EIN）を取得しなければならない。

EIN の申請は **Form SS-4**（EIN 申請書）を提出するまたはオンラインで行うことができる。

なお、法人名義の銀行口座を開設する際にも通常 EIN が要求される。

Study Unit 1-7 Business Income or Losses（事業所得全般）		
SU1	Accounting Methods and Periods（会計処理方法と課税年度） 1-1 Various Forms of Business Entities（事業形態） 1-2 Accounting Methods（会計処理方法） 1-3 Cash and Accrual Methods（現金主義・発生主義） 1-4 Tax Periods（課税年度）	p.5
SU2	Income and Property Transactions（所得計算と資産取引） 2-1 Gross Income（総所得） 2-2 Self-Employment Income（自営業者所得） 2-3 Gross Income from Farming（農業からの総所得） 2-4 Small Business Stock（適格中小企業株式） 2-5 Like-Kind Exchanges（同種資産の交換）	p.11
SU3	Business Expenses（事業経費） 3-1 Employee Compensation（給与賃金） 3-2 Cost of Goods Sold（売上原価） 3-3 Interest Expense（支払利息） 3-4 Rent Expense（支払家賃） 3-5 Taxes（諸税金） 3-6 Manufacturing Deduction（製造業控除）	p.21
SU4	Other Deductions（その他の事業経費） 4-1 Entertainment Expense（交際接待費） 4-2 Travel Expense（旅費交通費） 4-3 Insurance Expense（支払保険料） 4-4 Bad Debts（貸倒損失） 4-5 Business Gifts（事業上の贈答品） 4-6 Other Business Expenses（その他の事業経費）	p.31

SU5	Basis (資産のベース) 5-1 Basis (資産のベース) 5-2 Adjustments to Basis (資産のベースに対する調整) 5-3 Uniform Capitalization Rules (統一資本化ルール) 5-4 Inventory Valuation (棚卸資産の評価方法)	p.41
SU6	Depreciation (減価償却) 6-1 Depreciation Methods (減価償却方法) 6-2 Sec.179 Expense (179 条即費用化の選択) 6-3 Amortization (無形資産の償却) 6-4 Depletion (減耗償却) 6-5 Deprecation Recapture (減価償却リキャプチャー)	p.51
SU7	Credits, Losses, Additional Taxes (税額控除、損失の取扱い、その他の税) 7-1 General Business Credit (一般事業税額控除) 7-2 Net Operating Loss (NOL) (欠損金) 7-3 Casualty and Theft Losses (災害盗難損失) 7-4 Hobby Losses (趣味的活動から生じた損失) 7-5 Additional Taxes (その他の税)	p.63
Study Unit 8-10 Partnership (パートナーシップ)		
SU8	Contributions to Partnership (パートナーシップへの拠出) 8-1 Partnership Defined (パートナーシップの定義) 8-2 Filing Requirements (申告義務) 8-3 Contributions to a Partnership (パートナーシップへの拠出) 8-4 Partnership Interest (パートナーシップ持分)	p.75
SU9	Partnership Operations (パートナーシップの事業活動) 9-1 Partnership Operations and Partner's Taxable Income (事業活動とパススルー課税) 9-2 Distribution of Partnership Assets (パートナーシップからの分配) 9-3 Partners Dealing with Their Own Partnership (パートナーシップその他の論点)	p.87
SU10	Disposition of a Partner's Interest (パートナー持分の処分) 10-1 Sale of a Partnership Interest (パートナーシップ持分の売却) 10-2 Liquidating Distributions (清算に伴う分配)	p.101
Study Unit 11-16 Corporation (普通法人)		
SU11	Corporations (法人に関する各種定義および規則) 11-1 Businesses Taxed as Corporations (法人として課税される事業体) 11-2 Controlled Groups (支配会社グループ) 11-3 Personal Service Corporation (PSC) (人的役務提供法人) 11-4 U.S. Source Income (米国源泉所得) 11-5 Tax Return Filing (申告期限) 11-6 Alternative Minimum Tax (AMT) (代替ミニマム税) 11-7 Accumulated Earnings Tax (留保利益課税) 11-8 Estimated Tax Payments (予定納税)	p.115
SU12	Corporate Formation (法人の設立) 12-1 Recognized Gain or Loss (法人設立における損益認識) 12-2 Basis of Assets Transferred in an Exchange (出資資産と株主の株式の basis) 12-3 Corporate Organization and Start-Up Expenses (創立費・新規事業開拓費)	p.131
SU13	Corporate Income and Losses (法人の所得および損失) 13-1 Income Tax Liability (法人所得税額) 13-2 Income from Bonds and Debt Obligations (負債からの所得) 13-3 Net Operating Loss (NOL) (欠損金) 13-4 Capital Losses (キャピタル・ロス) 13-5 Related Party Transactions (関係者間取引)	p.145

SU14	Corporate Deductions (法人の事業経費) 14-1 Dividends-Received Deduction (受取配当控除) 14-2 Charitable Contributions (寄付金控除) 14-3 Other Corporate Deductions (その他の控除) 14-4 Corporate Tax Return Schedules (法人税申告書の別表)	p.161
SU15	Distributions (法人からの分配) 15-1 Earnings and Profits (留保利益と分配の法人側での取扱い) 15-2 Shareholder Treatment of Distributions (分配の株主側での取扱い) 15-3 Stock Distributions (株式による分配) 15-4 Backup Withholding (バックアップ源泉徴収)	p.175
SU16	Corporate Liquidations and Redemptions (法人の清算と株式の償還) 16-1 Redemptions (株式の償還) 16-2 Complete Liquidation (法人の完全清算) 16-3 Partial Liquidation (法人の部分清算)	p.191
Study Unit 17 S Corporation (S コーポレーション)		
SU17	S Corporations (S コーポレーション) 17-1 Eligibility and Election (適用要件と選択) 17-2 Operations (事業活動とパススルー課税) 17-3 Distributions (S コーポレーションからの分配) 17-4 Special Taxes (S コーポレーションへの課税)	p.205
Study Unit 18 Estate and Trust (遺産財産と信託)		
SU18	Decedent, Estate, Trust Income Tax Return (遺産財産・信託の所得税申告書) 18-1 Decedent's Final Income Tax Return (故人の最終所得税申告書) 18-2 Income in Respect of a Decedent (IRD) (故人に関連した所得) 18-3 Income Taxation of Estates and Trusts (遺産財産・信託の所得税申告) 18-4 Fraudulent Trusts (詐欺的信託)	p.221
Study Unit 19 Retirement Plans (退職年金プラン)		
SU19	Retirement Plans for Small Businesses (小規模事業における退職年金プラン) 19-1 Simplified Employee Pension (SEP) (セッププラン) 19-2 Savings Incentive Match Plans for Employees (SIMPLE) (シンプルプラン) 19-3 Keogh Plans (キーオープラン) 19-4 Retirement Distributions and Loans (退職後の引出しと借入れ)	p.235
Study Unit 20 Exempt Organizations (非課税組織)		
SU20	Exempt Organizations (非課税組織) 20-1 Exempt Organizations (非課税組織)	p.247

1

ACCOUNTING METHODS AND PERIODS

主に会計処理方法（例：現金主義、発生主義）と課税年度に関する問題を演習する。

GLEIM Text p.22

1-1. Various Forms of Business Entities（事業形態）

1. B ランク

出題トピック 有限責任会社 (LLC)

Answer (B) is correct.

LLC（有限責任会社：Limited Liability Company）は**Form 8832**：Entity Classification Electionを提出することによりCorporationとしての課税も選択できるが、Form 8832を提出せず選択を放棄した場合には、構成員（メンバー）が2人以上の内国LLCであればPartnershipとして扱われる。
∴選択肢（B）が正解となる。

2. C ランク

出題トピック 有限責任会社 (LLC)

Answer (D) is correct.

LLC は、S Corp の取扱いと非常によく似ているが、下記を確認しておこう。
※S Corp については、【SU17】にて解説する。
《S Corp と LLC の主な共通点》

- 原則パススルー課税（二重課税の回避が可能）。
- LLC の構成員（メンバー）全員が有限責任。

《S Corp と LLC の主な相違点》
S Corp と比較した場合、S Corp にはない LLC の有利な点は以下の通りである。

- LLC の構成員（メンバー）の会社持分の basis は、Partnership のパートナーと同様に、LLC の負債の変動により増減する。
これにより、LLC の構成員（メンバー）は、出資額以上の損失控除を受けられる。
∴選択肢（A）は正しい。
- 構成員（メンバー）の数や種類などについての細かい制約がない。
一方、S Corp の場合、株主の数は100人以下、株主は個人等（※法人は不可）である必要がある。∴選択肢（C）は正しい。

従って、正しい選択肢となる（A）と（C）両方を含む**選択肢（D）**が正解となる。

1-2. Accounting Methods (会計処理方法)

3. B ランク

出題トピック 会計処理方法の変更

Answer (A) is correct.

発生主義⇄現金主義の変更、棚卸資産の評価方法の変更といった、会計処理方法を変更する場合には IRS の承認が必要となり **Form 3115 : Application for Change in Accounting Method** の提出義務がある。

但し、以下の場合には Form 3115 の提出義務はない。※一部の具体例となる。

- ・ LIFO (後入先出法) の採用
※ LIFO を採用する際には、**Form 970 : Application to Use LIFO Inventory Method** の提出が必要となる。
- ・ 減価償却の定率法から定額法への変更
- ・ 有形固定資産の耐用年数の変更

選択肢 (A) : 税額計算における計算ミスの訂正の場合は、Form 3115 の提出義務はない。

∴ 選択肢 (A) が正解となる。

4. A ランク

出題トピック 会計処理方法

Answer (B) is correct.

IRS は、税務上発生主義・現金主義に加え **Hybrid method (現金主義と発生主義の混成法)** も容認している。

Hybrid method の下では、現金主義を採用することができる納税者についても、棚卸資産を有する場合は、その「売上」と「売上原価」を発生主義で認識しなければならない。但し、その他の所得と費用項目については現金主義を用いることができる。

選択肢 (B) : 現金主義・発生主義いずれかの方法を採用した場合、「所得と費用」の認識は同一の方法で行う必要がある。例えば、所得は現金主義で認識を遅らせ、費用は発生主義で前倒して控除するなどといったことは認められていない。∴ 選択肢 (B) が正解となる。

5. A ランク

出題トピック 会計処理方法

Answer (B) is correct.

IRS は、税務上発生主義・現金主義に加え Hybrid methods も容認している。

∴ 選択肢 (B) は誤った記述であり正解となる。

6. A ランク

出題トピック 会計処理方法

Answer (D) is correct.

Special method とは、現金主義または発生主義とは別の特殊な会計基準を指すが、IRS はこれらの Special method も容認している。

Special method とは、「割賦基準 (installment method)」等をいう。

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

7. A ランク

出題トピック 会計処理方法

Answer (D) is correct.

選択肢 (A) (B) (C) : Cost method (原価法)、FIFO (先入先出法)、LIFO (後入先出法) はそれぞれ認められた会計処理方法である。

選択肢 (D) : Trade discount method (業者間値引) は、棚卸資産の会計処理方法ではなく、原価法における調整事項である。業者間値引を受けた場合、表示価格ではなく実際に支払った価格を取得原価とする。

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

1-3. Cash and Accrual Methods (現金主義・発生主義)

8. A ランク

出題トピック 現金主義

Answer (D) is correct.

現金主義を採用することができる者

発生主義採用が義務付けられている者を除く納税者が現金主義を採用することができる。
個人の納税者、S Corp やパートナーシップは原則現金主義を採用している。

発生主義採用が義務付けられている者

①C Corp、②C Corp をパートナーに持つパートナーシップ、③タックスシェルターについては、原則として現金主義の採用が認められておらず、発生主義を採用しなければならない。
但し、上記①②にであっても、下記のいずれかに該当する場合には現金主義を採用可。

- ・当年度を含む直近3年間の平均年間総売上が500万ドルを超えない①②の場合。
- ・適格的役務提供法人(qualified personal service corporation) の場合。
- ・農業従事者：年間総売上が2,500万ドルを超えない家族農業法人(family farm corporation)、及び年間総売上が100万ドルを超えない農業法人の場合。

※問12の解説も参照のこと。

選択肢 (A) (B) (C) は現金主義を採用可。

∴選択肢 (D) が正解となる。

9. A ランク

出題トピック みなし受領

Answer (D) is correct.

現金主義を採用する納税者は、実際に現金や現物を受領した年度またはみなし受領(constructive receipt)した年度に所得を認識する。費用については、実際に支出した年度に認識し控除する。∴選択肢 (D) が正解となる。

みなし受領とは、実際に手元に現金等を受領しなくても、納税者が制約なく受領することが可能な状態にあれば、受領したとみなすということである。

<みなし受領の具体例>

例①：銀行の預金利息 ※利払日に課税。

例②：社債の利息(利札) ※利払日に課税。

例③：株式の配当 ※小切手の受領日に課税。

10. A ランク

出題トピック みなし受領

Answer (A) is correct.

みなし受領(constructively receipt)の規定により、\$1,000の利息は利払日を含む2009年の利子所得としてすでに申告されているはずである。
∴2011年度の申告の対象となるのは、

選択肢 (A)：\$0となる。

11. C ランク

出題トピック 発生主義

Answer (C) is correct.

選択肢 (A)：発生主義に関して正しい記述である。

選択肢 (B)：前受所得(prepaid income)は、会計主義にかかわらず(つまり、発生主義を採用している納税者であっても)、原則として、現金受領年度の所得として課税対象となる。

∴正しい。

選択肢 (C)：発生主義を採用する納税者は、現金等の受領にかかわらず、所得が稼得された年度に所得を認識する。所得が稼得された時点とは、商品の引渡し・役務の提供など現金等を受領する権利が確定するためのすべての出来事が発生し、かつ、その受領額が測定可能である時点を指す。これを **All event test** という。

※関係者間の取引においては、納税者が発生主義を採用していても、取引の相手の関係者が現金主義を採用している場合、納税者は取引相手となる関係者と同一の方法を用いなければならない。∴誤り。

選択肢 (D)：発生主義を採用する納税者は、費用が発生した年度に控除することができる。費用が発生した時点とは、以下2つの要件を満たした時点をいう。∴正しい。

・ **All event test** とは、債務が確定するためのすべての出来事が発生し、その債務額が測定可能であること。

・ **Economic performance test** とは、納税者に債務を発生させる役務や資産が納税者に提供されていること。

12. A ランク

出題トピック 会計処理方法

Answer (C) is correct.

棚卸資産を有する場合

棚卸資産を有する場合は、その「売上」と「売上原価」を発生主義で認識しなければならない。但し、上記の例外として、以下のいずれかに該当する者については、現金主義での認識が認められる。

- ・ **適格納税者 (qualifying taxpayer) :**
当年度を含む直近 3 年間の平均総売上が 100 万ドルを超えない納税者。
- ・ **適格小規模事業納税者 (qualifying small business taxpayer) :**
主たる事業活動が製造業・卸売業・小売業・採掘業・情報産業以外の適格事業で、当年度を含む直近 3 年間の平均総売上が 100 万ドル超から 1,000 万ドル以下の納税者。※この例外規定は、C Corp 及び C Corp をパートナーに持つパートナーシップには適用されない。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

13. A ランク

出題トピック 現金主義

Answer (D) is correct.

John 氏は現金主義を採用している。2011 年度に受領した $\$2,000 + \$500 + \$800 = \$3,300$ を認識する。∴ 選択肢 (D) が正解となる。

14. A ランク

出題トピック 発生主義

Answer (C) is correct.

Mark 氏は発生主義を採用している。現金等の受領にかかわらず、稼得された年度に所得を認識する。Mark 氏は 2011 年 12 月 30 日に商品を送付したため、同年 2011 年度に $\$500$ の所得を認識する。∴ 選択肢 (C) が正解となる。

15. A ランク

出題トピック みなし受領

Answer (B) is correct.

選択肢 (B) : 第三者との単なる約束に過ぎず、現金主義におけるみなし受領 (constructive receipt) にあたらない。
選択肢 (A) (C) (D) : みなし受領の具体例となる。

16. A ランク

出題トピック 現金主義

Answer (C) is correct.

選択肢 (A) : パートナーシップは、原則現金主義を採用できる。

選択肢 (B) (D) : 個人事業主 (自営業者) は、原則現金主義を採用できる。

選択肢 (C) : C Corp をパートナーに持つパートナーシップの場合は原則発生主義となるが、直近 3 年間の平均年間総売上が 500 万ドルを超えていなければ現金主義を採用できる。
当問では、500 万ドルを超えているため、発生主義を採用しなければならない。∴ 正解となる。

17. A ランク

出題トピック 現金主義 (役務の交換)

Answer (C) is correct.

現金主義では実際に現金を受領した場合にのみ所得を認識すると考えてしまいがちであるが、現金以外の資産や役務を受領した場合にも所得認識が行われる。

当問のような役務の交換の場合には、現金の授受が生じないが、役務を受領した年度に所得を認識する。∴ 選択肢 (C) が正解となる。

18. A ランク

出題トピック 現金主義および発生主義

Answer (A) is correct.

2011 年に提供した役務の対価として、現金ではなく、金券 (store credit) を受領した。

当問では現金主義と発生主義のどちらを採用しているか明記されていないが、どちらの場合でも 2011 年に $\$3,500$ の所得を認識する。

∴ 選択肢 (A) が正解となる。

19. B ランク

出題トピック 役務提供に対する前受所得

Answer (B) is correct.

前受所得 (prepaid income) は、会計主義にかかわらず (つまり、発生主義を採用している納税者であっても)、原則として、現金受領年度の所得として課税対象となる。

但し、上記原則の例外として、発生主義を採用する納税者が役務提供に対して受領した前受所得のうち、当課税年度中に未履行の役務提供に係る部分については、翌課税年度末まで認識を繰り延べることが認められる。

当初の契約では翌課税年度末までにすべての役務提供が完了することになっていたが、なんらかの理由により翌課税年度末までにその一部を履行することができなかった場合でも、翌課税年度に繰り延べられた全額を翌課税年度の所得として認識しなければならない。

2010年度 $\$2,400 \times 1/12 \text{ dance lessons} = \200

2011年度 $\$2,400 - \$200 = \$2,200$

∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

20. B ランク

出題トピック 役務提供に対する前受所得

Answer (B) is correct.

問19の解説を参照のこと。

2010年度 $\$800 \times 10/40 \text{ art lessons} = \200

2011年度 $\$800 - \$200 = \$600$

2012年度 $\$0$

∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

21. B ランク

出題トピック 役務提供に対する前受所得

Answer (B) is correct.

問19の解説を参照のこと。

2010年度 $\$3,200 \times 8/64 \text{ lessons} = \400

2011年度 $\$3,200 - \$400 = \$2,800$

∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

22. A ランク

出題トピック 発生主義

Answer (C) is correct.

発生主義を採用する納税者は、現金等の受領にかかわらず、稼得された年度に所得を認識する。2010年12月29日に商品を発送したため、同年2010年度に所得を認識する。

∴ **選択肢 (C)** が正解となる。

23. A ランク

出題トピック 現金主義 vs. 発生主義

Answer (B) is correct.

発生主義を採用する Watson 社は、支払利息が発生した2010年度に認識し控除する。

他方、現金主義を採用する Eric 氏は、実際に現金を受領した2012年度に受取利息を認識する。∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

24. C ランク

出題トピック 農業従事者

Answer (C) is correct.

前払費用 (prepaid expenses) は、会計主義にかかわらず (つまり、現金主義を採用している納税者であっても)、原則として、費用を対応期間に配分し控除しなければならない。

但し、上記原則の例外として、農業従事者 (farmer) が翌年度以降分の飼料 (feed) を前払いした場合、当該課税年度におけるその他の農業に係る経費 (other farming expenses) の50%を上限として費用を認識し控除することができる。∴ 当問では、 $\$3,000$ の前払飼料のうち $\$2,000 \times 50\% = \$1,000$ を Year 1 に控除可。∴ **選択肢 (C)** が正解となる。

1-4. Tax Periods (課税年度)

25. B ランク

出題トピック 課税年度

Answer (A) is correct.

Fiscal year (会計課税年度)を採用する場合、特に IRS からの承認等は必要ないが、それに合わせた帳簿を記録する必要がある。

∴ **選択肢 (A)** が正解となる。

選択肢 (B) (C) (D) は要求されていない。

課税年度

課税年度には、主に以下の3種類がある。

Calendar year (暦年課税年度) とは、12月31日に終了する12ヶ月間をいい、それに合わせた帳簿を記録する必要がある。

※パートナーシップ・S Corp・人的役務提供法人 (personal service corporation) は、原則として Calendar year を採用しなければならない。

パートナーシップ・S Corp・人的役務提供法人 (personal service corporation) は、Sec.444の規定により、原則的に要求される法定課税年度 (required tax year) とは異なる会計課税年度を用いることも認められている。この選択を行う場合、**Form 8716 : Election To Have a Tax Year Other Than a Required Tax Year** を IRS に提出し承認を受ける必要がある。

※パートナーシップの課税年度の決定方法及び Sec.444規定については【SU8】で解説する。

Fiscal year (会計課税年度) とは、12月以外の暦月の最終日 (例：1月31日) に終了する12ヶ月間をいい、それに合わせた帳簿を記録する必要がある。

52 or 53-week tax year (会計52-53週課税年度) とは、52～53週で成り立つ、每期同じ月の同じ最終曜日 (例：1月の最終金曜日) に終了する課税年度をいい、それに合わせた帳簿を記録する必要がある。

Short-period tax year (短期課税年度) とは、12ヵ月未満の課税年度をいい、採用に当たっては **Form 1128 : Application To Adopt, Change, or Retain a Tax Year** を事前に IRS に提出し承認を受ける必要がある。

短期課税年度が生じる要因として、①課税年度の期間を変更する場合や②年度の途中で法人を設立または終了した場合などがある。

26. B ランク

出題トピック 課税年度

Answer (C) is correct.

前問の解説を参照のこと。

選択肢 (A) (B) (D) は、課税年度末になり得る。

選択肢 (A) : 52- or 53-week tax year を採用した場合。

選択肢 (B) : Fiscal year または 52- or 53-week tax year を採用した場合。

選択肢 (D) : Calendar year を採用した場合。

選択肢 (C) : 4月15日は Calendar year を採用する納税者の個人所得税の申告期限であり、課税年度末にはなり得ない。

27. C ランク

出題トピック 短期課税年度

Answer (C) is correct.

課税年度の期間を変更した場合、短期課税年度となる。短期課税年度においては、以下の手順で年換算した課税所得に累進税率を適用し所得税額を計算する。※短期課税年度においては、**Itemized deductions** を用いなければならない。

Jones 氏は6ヶ月の短期課税年度となる。

① : AGI から Itemized deductions を控除する。

※Itemized deductions は月割不要。

AGI \$30,000 - Itemized ded. \$6,000

= \$24,000

② : Exemptions の金額を短期課税年度の月数相当額にした上で控除する。

\$14,800 ÷ 12ヶ月 × 6ヶ月 = \$7,400

① \$24,000 - ② \$7,400 = \$16,600

③ : 短期課税年度の課税所得を“短期課税年度の月数分の12ヶ月”で1年間相当額に換算する。

$$\$16,600 \times \frac{12}{6} \text{ ヶ月} = \$33,200$$

∴ **選択肢 (C)** が正解となる。